



毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

11-2000

最大の着目点は物価動向 利上げ後の金融政策を見る

高橋 潤

(共同通信社金融証券部)



一九九九年二月に日銀がゼロ金利に踏み切り、今年八月十一日の金融政策決定会合でこれを解除するまでゼロ金利が一年半続けられた。それから一カ月半、どういふ影響や動きが出てきているかの検証と、今後、日銀はどういふタイミングで何を見て金融政策を決めて行くかを見てみたい。

ゼロ金利解除後の動き

金融機関が短期資金のやり取りをするコール市場の日銀の誘導金利を実質上ゼロにするのがゼロ金利だった。これを日銀は八月十一日から〇・二五%に誘導して資金を供給したり、引き揚げたりするとの政策変更をした。調達金利が〇・二五%引き上がることで、日本経済全体に金利引き上げの影響が及ぶようにしていこうというのだ。日

銀はゼロ%という異常事態の金融政策を元に戻すだけで、〇・二五%の金利は景気に対しては下支え的、超緩和的な水準なので、引き締めではないと主張しているが、ゼロ%から見ると、やはり利上げ、引き締めということになる。

この影響がどう出るのか、金融市場を中心にいろいろな見方が解除の前にはあった。この一カ月半の動きを見ると、日銀が誘導目標にしている短期の翌日物のコールレートはおしなべて〇・二五%で推移している。長期金利は一時二%寸前まで跳ね上がった、機関投資家にとっては含み損が相当膨らんだと思うが、その後、政府の補正予算の規模が思ったより抑制されていること、景気が回復過程にあることで税収が持ち直してきているこ

とを背景に、一時期よりやや落ち着いてきて、一・八%から一・九%の前半もしくは半ばの水準で推移している。

為替相場も最近の水準では一〇五円を切る円高になると政府・日銀は介入を実施してきた。一ドル一〇五円から一〇九円前後で推移しているのではない。東証平均株価の動きを見ると、期末にかけての売りとか、持ち合い解消の売りとか、プラスマイナスの要因が綱引きをし合う状態が続いていて、一万六千円から七千円の間を行ったり来たりというのがこの一カ月半の動きと見ていいのではない。ゼロ金利解除後の動きはこんな感じと受け止めている。

こういふ市場の動きを日銀はどう分析しているかという、先週(九月十九日)、速水・日銀総裁は「金融資本市場は総じて落ち着いて推移している。市場は冷静に受け止めたものと思っている」といふ言いで解除後の動きを評価している。ただ、一カ月半という短い時間ということもあって、これでゼロ金利解除の影響は終息した、景気回復過程にあるので企業収益も上向いていく、マーケットも持ち直していく、と見ていいかとなると、私ももそう見えていないし、日銀の間もそうは見えていない。速水総裁の言い方を引用すると、「金融情勢全般あるいは実体経済活動に与える影響については、現時点で判断することは時期尚早かもしれない。引き続き、情勢を注意深く見ていきたい」といふことだと思ふ。

景気回復の足取り検証

われわれだけでなく日銀の政策中枢に携わっている人々も含めて、注目されているのが十月三日に発表される、九月に調査した日銀の短観（企業短期経済観測調査）である。

短観は三カ月一回、日銀がデータを取っていて、前回、六月の調査が七月上旬に発表されている。景気動向を見る上で日銀が一番目安にしている。大企業の製造業の業況判断は、六月調査は二年三カ月ぶりにプラス、六期連続で改善という、少なくとも大企業レベルから見ると、確実な景気回復過程になっている、と日銀が判断する大きな根拠になった。

日銀の政策の中枢になっている企画室とか、短観担当の調査統計局の人は、日銀が政策変更をしていこうというとき、企業の業況判断や設備投資動向に注目している。数字だけを見ると、回復過程にあるのは大企業中心で、中堅・中小企業はなかなか水面下から上がらない。政策に携わる政府・日銀の関係者は皆、中堅・中小企業の業況判断や企業収益、今後の見通しがゼロ金利解除で下ぶれるようなことがあったら困る。願わくば大きい影響が出ないでほしいという思いを込めて、十月三日の短観を待っている。

日銀がゼロ金利を解除したとき、なぜこういう政策判断をしたかを公表した文章がある。「現在では景気は回復傾向が明確になってきており、今後も設備投資を中心に緩やかな回復が続く可能性

が高い。そうした情勢の下で、需要の弱さによる物価低下圧力は大きく後退した」と指摘している。このことが日銀がゼロ金利解除の条件としてきた「デフレ懸念の払拭が展望できる情勢になった」との判断の基礎となっている。

解除後の影響を検証するとなれば、日銀が判断したような景気回復過程をたどっているかどうか、マーケットの数字だけでなく、実態として回復過程をたどっているかどうかも見えないといけない。景気の実態を把握する、成長率の上がり下がりを見るのになかなか直接的な手段がない。経済企画庁が把握している四半期ごとの成長率の動向を把握する統計（通称QE）があるが、これが出てくるのは四半期が終わって三カ月後くらいになるから、リアルタイムにはつかみにくい。

そこで解除から一カ月半という期間の中で景気回復の足取りを探る手掛かりの一つとしてあるのが、九月中旬、民間のシンクタンク（約二十）が公表した今年の下半期にかけての経済成長見通しの改定である。個人消費は弱いといわれているが、雇用情勢や所得環境が少しずつ上向いていることを背景に、また経企庁の国民所得統計でもプラスがわずかながら続いていることもあって、設備投資と個人消費に牽引される形で、本年度二年前後の実質成長は達成できると見ているシンクタンクがほとんどである。

春先に発表した見通しより〇・五%ないしはそ

れ以上上方修正されている。割合高い成長率を達成できる手ごたえを感じているということだろう。日銀が示した景気の今後の先行きの判断はある程度、客観的に見ても合理的、多数派を得られる判断なのかなと思う。ただ、最後のよりどころは経企庁が三カ月ごとに出すQEの数字。いろいろな重要項目ごとの数字が出てくるので、そういったものを事後的に検証していく作業が重要だ。

日銀判断に厳しい見方も

最近、大手生命保険会社の社長と話す機会があって、その時彼は意外な話をされた。一九九五年九月に日銀が公定歩合を現状の〇・五%という史上最低の水準に引き下げて空前の超低金利政策が取られた。その中で企業として一番割りを食ったというか、被害を被ったのが生保だろう。どう運用しても、払わなければいけない予定利率との逆ざやが、大きい生保では年間二千億円、三千億円と出る。そういう生保に身をおいているトップの意見として私は最初、耳を疑ったが、「八月の局面ではゼロ金利は解除すべきでなかった」と言っていた。

あくまでも個人的な話ということだが、空前のデフレ経済にあった日本が立ち直って行く過程では、本当の意味で景気回復の状態に持って行くことが大切だ。このためにはシンクタンク発表の二%というような低い数字でなく、せめて三%ぐらいの年間成長が見込める状態になるまでゼロ金利を持続した方が望ましい。日銀は長い目で見た国

民経済を確かなものにしていく観点から政策判断をすべきで、面子とかこけん、総裁の思い込みが外に見えてしまうような理屈でゼロ金利解除をしたことは、遺憾だし、政策判断として間違い、と言っていた。利上げがあれば歓迎するだろうと思われる業界の中にも、そういう考え方をしている人があることを紹介しておきたい。

もう一人、ある都銀の役員もゼロ金利解除に批判的な話をされた。この役員氏は仕事上、中堅・中小企業の経営者と数多く接する機会があつて、その中で肌身で感じていたのは、中堅中小企業は相変わらず水面下、業況観も悲観的だ。IT投資、IT投資といわれて今や情報化投資をやつていかないと生き残れない。限られた資金で投資をしようとするとき金利負担が増えると、中小企業は設備投資の部分を削らざるを得なくなる。ゼロ金利を解除することの影響は中小企業という弱い企業部門に響いてくるだろうと読んでいる。

日銀中枢の考え方公表へ

異常事態であるゼロ金利を八月十一日に終わらせたが、しばらく維持する、景気を下支えする政策になんら変更はないと日銀は言い続けている。しかしこのまま景気が回復していくなら、やがては景気下支えの政策運営、〇・二五%という金利の設定の仕方はどこかで再度利上げをしないといけない。その時に日銀はどういうタイミングで何を根拠に利上げをするかが、今後の焦点になつてくる。それを明快に言えたら苦労はないが、先の

日銀総裁の会見の中に一、二のヒントがある。

「金融緩和スタンスは継続し、物価の安定に留意しつつ、引き続き景気回復を支援していく方針は変わっていない。当面は民間需要の自律回復力の強さとか、持続性のもとで物価の動向などを注意深く見守っていきたい」と。次のタイミングで日銀が政策変更をしていく、特に金利を引き上げていくときの最大の着目点は、やはり物価がどう動いているか、動いていなくても日銀が物価についてどういう考え方をとっていくか、現状の物価についてどう判断しているかが大きなポイントになつてくる。

今回のゼロ金利解除の一連の議論の中で、ゼロ金利解除は金利引き上げと何回も言っているが、今、消費者物価も卸売り物価もマイナスの数字が続いている。われわれが知り得る指標上の数字はインフレリスクがまったく表面に表れていない状態だ。インフレリスクが表れていないのに、日銀は見えざるインフレを恐れてなぜ利上げ行動に移らないといけないのか。

これについて山口副総裁が八月に行った講演でこういう話をしている。「インフレリスクが目前に迫つてからの政策変更は文字通りの引き締めにならざるを得ない。一九八九年から九〇年にそうであったように、累積的な金利の引き上げが必要になる可能性が高い」と。この話とその後ゼロ金利の解除という行動を重ね合わせると、速水総裁、山口副総裁が主導している今の日銀の政策委

員会は相当なインフレ排他的な傾向を持った機関と見ておく必要がある。

ゼロ金利解除のときにもインフレリスクがないのに引き上げに踏み込んだことを考えると、次の引き上げのタイミングは表面的に見える消費者物価指数の数字とか、卸売り物価指数、または総合的に景気の動向を把握している国民所得統計のGDPデフレーターといったさまざまな物価動向を表わす数字のマイナスが続いていようと、日銀がインフレリスクの芽生えと判断した場合には、金利の引き上げがあり得ると見ておいたほうがいい。

速水総裁は十月中にと公言しているが、日銀は物価に対する考え方を総括的にまとめたレポートを出そうとしている。この中には、表面的に数字が下がっているけれども、日銀はこれをデフレととらえないとか、だから、日銀が総合判断して利上げという政策変更もあり得ることを示唆するよつな日銀の考え方が示されてくると思う。日銀の考え方を世間にさらして日銀の物価に対する考え方の共通認識、土俵を作りたい考えだ。従つて次の利上げの議論はここがスタート地点であり、ここから物価に対する日銀の考え方が世間に広まつて、世間とのずれをなくす――、こうした努力をしていくことが、次の利上げのためのスタートラインだと日銀の人間はとらえている。

(本稿は九月二十六日、同盟クラブでの講演会から一部を要約、文責編集者)

日米犯罪報道落差を考える 実名報道の理念と問題点

権田 萬治

(専修大学教授)

一九九六年のクリスマススの翌日の十二月二十六日に米国コロラド州ボウルダーで起こったジョン・ベネ美少女殺人事件は、静かな田舎町の富豪の豪邸で幼い美少女コンテストの女王が殺された事件だけに、米国内のメディアが取材に殺到、国内だけでなく、世界に大きく報道された。日本でも新聞やテレビのワイドショー、週刊誌で取り上げられ話題になった。NHKさえも珍しく取り上げたのを覚えている。

米の犯罪報道は増加傾向

犯罪報道の問題に関心を持っている私は、アメリカでは、こういう事件の場合、日本と同じようにいわゆる「集中豪雨型取材」が行われるのかどうか興味をそそられた。たまたま九九年の四月から二〇〇〇年の三月末までアメリカに滞在する機会を与えられたので、現地で犯罪報道の実態と、日本のいわばお手本になっている実名報道の理念は一体何なのか。もし問題があるとすれば、何が問題なのかを調べてみようと思った。

日本では、アメリカでは犯罪報道の量が日本と比べてずっと少ないという指摘がなされている。

五十嵐双葉氏の『犯罪報道』(岩波ブックレット)や梓澤和幸氏の『アメリカの警察取材・犯罪報道事情』(法学セミナー増刊『犯罪報道の現在』)などがその一例で、日本のメディアの実情にも詳しい弁護士の方が書かれたものだけに、教えられる所も多いのだが、米国の犯罪報道については必ずしも実態を伝えていないように思う。

アメリカは千四百紙もの新聞があり、日本でよく知られているニューヨーク・タイムズやワシントン・ポスト、あるいはクリスチャン・サイエンス・モニターなどの新聞は超一流紙であって、その他の数多くの地方紙とはかなり違う特殊な新聞なのである。この点は、日本の全国紙の犯罪報道と地方紙の犯罪報道の水準がそれほど変わらないのと対照的である。

また、同じニューヨークでも、タブロイド紙のデイリー・ニューズやニューヨーク・ポストでは紙面内容が異なるし、全米の新聞の八〇%以上が五万部以下であるという地方紙とはまた違う。

私たち日本人がよく目にする新聞は大都市の比較的部数の多い新聞で、本場のローカル紙を目にするのはほとんどない。私は機会があるごとに

そういう新聞も見るようにしていたが、長期的に読むことはできなかった。

ただ、犯罪報道については、地方紙のほうが、発行者、編集者とも重要だとする比率が高い。アメリカ新聞編集者協会(ASNE)の調査によると、発行部数一万部以下の新聞の編集者の八九%が犯罪報道が重要としているのに対して、十萬部以上の発行部数の新聞の編集者の場合は七〇%に過ぎなかった。

このことは少数部の地方紙では犯罪報道の比重が高いことをうかがわせるわけである。

このほか、スーパーマーケットに置かれているナショナル・インクワイアラー、グループなどのセンセーショナルなタブロイド紙もある。これらは当然のことだが、犯罪報道が多い。時々買ってみたが、内容は確かに低俗である。

テレビのタブロイド紙化進む

しかし、美少女殺人事件のように好奇心をかき立てる事件は、タブロイド紙や地元紙だけではなく、一流の新聞、テレビ、週刊誌も激しい報道合戦を展開した。

シラキューズ大学のニューハウス・パブリック・コミュニケーション・スクールのキャロル・リープラー助教授はトリビュン・ニューズ・サービスの記事の中で、大要次のように批判している。

「最近のジョン・ベネ殺人事件では、全国ニュー

スメディアがこの報道に大挙押し掛けた。ピープルとニュースウィークがカバーストーリーを掲載したし、すべてのネットワークが夕方の番組その他で報道した。ニューヨーク・タイムズによれば、はるばるオーストラリアから記者がやって来たり、CBSはラムゼー邸の内部を映したビデオに四千ドル支払ったという。ジョン・ベネの死は、金持ちの両親を持つ白人の子供だからといって、他の子供の死以上に、ニュースバリューはないはずだった。だが、そうではなかったのである。性ばかりでなく、人種と階級がニュースバリューに作用したのである。

ジョン・ベネ事件で翌年二月十五日までに現地の町の当局に接触したマスメディアは百社以上にのぼったとも伝えられる。

つまり、広いアメリカでも、日本と同じように犯罪報道での「集中豪雨型取材」は行われているのである。

最近ほむしる新聞より、実際にはタブロイド紙化するテレビのほうが問題という見方もある。コロラド州デンバーにある「ロッキーマウンテン・メディア・ウォッチ」が九八年三月に実施した調査では、百二あるローカルテレビで番組の四一がニュース報道に割かれ、その二六・九は犯罪報道で、そのうち二七・九は殺人事件だった。

「メディアと公共問題に関するセンター」が九八年四月に報告した調査では、国内の殺人比率は九〇年代以来、二〇に倍落ちたという。しかし、同

じ時期の殺人事件に関するネットワークの報道件数は六倍増で、ABC、NBC、CBSの三社合わせて、九〇年の八十件から九七年には四百八十六件になっているという。

このようにタブロイドを含む新聞、テレビの全体を眺めると、アメリカの犯罪報道の量が日本に比べて極端に少ないというのは、実態とはかなり異なることがお分かりいただけると思う。

日米で異なる前提条件

さて、もう少しアメリカの犯罪報道の中身をみることにするが、その前に日本にはない、アメリカ社会・文化と司法制度などの特殊性を前提条件として挙げて置きたい。

アメリカは、すべてをオープンにして物事を解決するということを基本とする国柄である。そのため情報公開が日本とは比較にならないくらい徹底している。言論・表現の自由を制限するいかなる法律も作ってはならないとする憲法修正第一条の高い理念がある。政府の高官や政治家など公的人物がメディアを訴える時は、意図的な中傷や故意のわい曲、真実でないことを知りながら報道したという現実的悪意(アクチャル・マリス)を原告側が立証しなければならぬ。そのため権力者への調査報道が活発だが、敗訴するとけた違いの損害賠償額になる。アメリカには留置場を監獄とみなす代用監獄制度はない。日本と違って加害者の人権より被害者の人権を擁護する姿勢

が強い。メディア側が司法当局に訴訟を起こして情報公開を戦い取るという積極性がある。メディアを監視する市民運動が活発である。推定無罪の原則が日本よりも徹底しており、起訴前保釈が認められている。

これらは日本の実名報道の問題を考える上でも重要な点である。

実名報道の根拠は？

こついつ前提条件を踏まえて、具体的なアメリカの犯罪報道を見てみよう。

アメリカの犯罪報道では、ほとんどの場合、被疑者が捜査当局に逮捕された時点で実名で報道される。ニューヨーク・タイムズなどは、フルネームには敬称を付けないが、例えばスミスという名前だけを表記する時はミスターを付けている。従って日本流に言うところ、同じ記事に呼び捨てと敬称を付けた名前が混在する。顔写真などにはフルネームが写真説明として付けられるので、敬称はない。他の新聞の場合、付けないのが多いようだ。日本では被疑者の実名報道は人権侵害の恐れがあるという見方があるが、スウェーデンに倣って匿名にすべきだという主張があるが、日本の主流メディアは犯罪被疑者は基本的に実名で報道し、例外的に匿名(仮名)とすることがあるという立場をとっている。

私はアメリカの実名報道の理念は、情報公開を求めた一九六六年の「情報自由法」、五十以上の

連邦委員会をすべて公開しなければならぬとした「サンシャイン法」などに裏付けられていると思う。簡単にいうと、権力の行使はできるだけ、公開しなければいけないという考え方である。

アメリカでは、州段階の裁判所では、テレビカメラによる裁判中継が多くの州で許されている。裁判は公開されなければならないものであり、裁判に支障がないかぎり、テレビ中継も認めるべきだというわけである。

シン普森裁判で非難的になった裁判のテレビ中継だが、その後もそれほど大きな制約は課せられていない。

また、アメリカでは、死刑執行の現場への立ち会いを許している州があり、カリフォルニア州に滞在中の三月十四日、サンクエンティン刑務所で四人の女性を殺した連続殺人犯ダレル・リッチの死刑が執行され、どういふふうに着物注射が行われるかなど、図解入りでこと細かく報道された。日本では到底考えられない報道である。被害者の家族の気持ちを詳細に伝えたり、死刑反対運動のデモなどを大きく扱っていた。

私は死刑廃止論者だし、法廷写真や死刑執行の報道などにはアメリカよりも節度が必要だと考えているが、日本のあまりに制限的な法廷取材や、いつ死刑執行したかも分からない現実はやはり問題だと考える。逮捕された被疑者を実名で報道するのも、こつこつアメリカの情報公開の考え方の延長線上にあると思われる。

ラルフ・ホールズンガーとジョン・ポール・ディルツの『メディア法第三版』に、「アメリカの全州で、秘密の逮捕や拘留は違法とされている。そのため、逮捕者の情報はパブリックな情報として記録されなければならない」という記述がある。つまり、逮捕された人の氏名はアメリカでは原則として公開情報なのである。だれが逮捕されたのかを実名で報道するのは、権力が容疑者に逮捕権を執行したという事実を明らかにすると言っただけの理由である。社会的な制裁を加えるという考え方はない。

アメリカでは日本のように、逮捕された人の氏名が公開されない国と違って、警察に行けば教えてくれる程度の情報なのだ。そういう環境でメディアがある特定の事件の容疑者を実名で報道するのはニュースバリューの判断に従っている。ただ、日本と違って凶悪犯罪が多発するアメリカでは、たとえ逮捕された場合も、微罪事件の場合、まず、報道されないのが、匿名問題があまり起きないという側面がある。

問題多い日本の実名報道

アメリカの犯罪報道が商業主義化するテレビの動きに押されて、センセーショナルリズムに走りがちになっているのも、事実であり、市民の間に批判が高まっているのも否定できない。

日本の犯罪報道も同じ問題を抱えているが、表面的には同じ実名主義をとっている日本の犯罪報

道は、情報の公開度の低さや代用監獄制度の存続をはじめ、既に指摘したいくつもの社会の前提条件がまったく違うのである。

週刊誌などが少年犯罪者の実名報道の時だけアメリカの例を持ち出すのは、何ともやり切れない思いがする。政治家や企業の実名公表に慎重なのに、弱い市民の名前は実名で報道したり、規制する法律が出来そうになる時以外には情報公開の戦いはさっぱりせず、警察情報の公開や、死刑囚への接見問題もフリーの記者に任せただけというのは困るのである。

私はスウェーデンの匿名報道を高く評価する者だが、さまざまな条件の違いから、主流メディアの現在の実名報道の立場はやむを得ないと考える。けれども、アメリカの実名報道が権力監視という立場から、さまざまな権力行使の情報公開を一貫して推し進めているのに対して、日本の実名報道は首尾一貫性が乏しく、さまざまな問題があることをもつと自覚する必要があると思う。例えば、報道評議会の設立の提唱などにももつと真剣に耳を傾けるべきだと思う。こつこつ組織の設立に否定的なニューヨーク・タイムズは、九月二十六日に中国系科学者の核スパイ事件の自社報道を検証して自己批判の記事を掲載したが、日本の場合、例えば朝日のメディア欄などは開店休業の状態である。これで新聞協会が新しい倫理綱領を作っても読者の信頼を得ることができのらうか。



ネット時代のAPのあり方

大手加盟紙が異議を唱える

八月三十一日付のウォールストリート・ジャーナル紙が「大手新聞、APの動きはウェブのライバルを後押ししていると言っている」という見出しで、APのインターネット進出の現状についてまとめた記事を掲載した。大きな新聞と小さな新聞の対立の構図がかいま見られるので、日本とは事情が違つとはいえ、組合通信社のあり方について参考になると思う。

書き出しは次のようになっていいる。「APがウェブサイトにニュースを売り始めた時、それは世界最大のニュース収集機関（AP）がインターネット時代に拡大する当然の方法に見えた。しかしAPが電子顧客を誘っていることは、APと、それを共同で所有し、資金を出し合っている千五百五十の日報紙の間に苦々しい対立を生じさせていいる。米国で最も地歩を確立している新聞の幾つかは、この由緒ある通信社が、それらの新聞のオンラインのライバルたちを助け、けしかけていいると非難している。そうしたライバルの狙いは新聞から読者と広告主を奪うことである」

APのニューメディア進出に不満を抱く大手新聞として、この記事があげているのはワシントン・ポスト。同紙のコル編集局長は「APがオンライン世界の顧客にニュースを売ろうとしている方法は、われわれを困惑させるものだ。そつくり一年間無駄な努力をしてきた」と語っている。これに対してAPのボガーデイ社長は、APがやらなくても、別の会社ができるから同じだと反論し、オンライン部門に進出して過去数年間に、約五十人の編集者や記者を増やせたと語っている。

ボガーデイ社長によると、二〇〇〇年の収入は約六億ドル（約六百五十四億円）で、九九年を九%上回る見通しだ。そのうち四分の一は加盟社分担当以外の収入である。分担金の伸び率はインフレ上昇分以内に収めることを同社長は約束している。どうしても社費以外の稼ぎが必要で、APはテレビなどにも積極的に進出している。

ちなみにロイターは年間売上高が六千億円を超えるから、とてもAPとの比較はできない。米国内のメディア向け（金融商品を除く）の売上高の六〇%はウェブサイトに二ユーニュース提供料だといいう。この記事でも、ロイターは（APと違い）「内部の政治的障害物のない」営利会社なので自由に利益を追求できると書いている。なおAPの株式会社化をボガーデイ社長はきっぱり否定している。

APの加盟社が千五百以上あるといいうのは、共同通信などに比べたら雲泥の差だが、加盟社の六割は発行部数が二万から四万のいわゆるコミュニティ紙である。それでも数が多から、大都市

の加盟紙（部数が四、五十万）でも、分担金は年額で平均して百万ドル（約一億九百万円）と少ない。

部数が少なければ少ないほど、新聞のAPへの依存度が高まるのは、日本とあまり変わらない。USATウデーを除いて全国紙はないから、紙面では中央紙と地方紙の競争関係もあまりない。コミュニティ紙はむしろAPが積極的にインターネット事業を展開することに賛成している。自社のウェブサイトを構築するにも、APの助けがないと事実上不可能なのだ。こうした小さい新聞の要望を受けて、APは一九九六年に「ザ・ワイヤー」を立ち上げた。加盟社向けのもので、一定の料金を払って、自社のウェブサイトでAPのニュースを使用することができる。現在これを利用していいるのは四百五十社以上。しかしここでも大新聞は自社のウェブサイトに読者がザ・ワイヤーに逃げてしまうケースもあるとして文句を言っているようだ。

APは理事会で運営され、小さい新聞から理事事が出ているから、大と小の利害の対立が理事会で起きることもままある。ボガーデイ社長はAPがやっていることは理事会の承認を得たものばかりであり、批判されるのは心外と思つていいう。だが、この記事は、本音と建前は違い、APと加盟社の関係のすつきりした解決は難しいといいうある理事の発言で締めくくつていいる。

（佐々木謙一＝同盟クラブ会員）

メディア談話室

だれのためのカタカナ語

藤田博司

新聞に相変わらずカタカナ語が氾濫(はんらん)している。もう何十年も前から繰り返し指摘されていることだが、一向に改まる様子が無い。

日本人はそれほどに、自分たちの日常使う言葉に無関心なのだろうか。仮に普通の市民がそうだとすると、新聞や放送の仕事に携わる人々には、もう少し敏感であってほしい。現場の記者や編集者が、無秩序にカタカナ語のあふれる現状をなんとも思っていないとすると、これは本当に憂慮すべきことではないかと思う。繰り返しを承知で書く理由もそこにある。

元凶はお役所言葉

どの新聞社にも放送局にも、それぞれの用字用語や言葉遣いの原則の一つに、なるべく外来語やカタカナ語(和製英語も含めて)を使わない、という項目があるはずだ。ほとんど日本語化した古くからある外来語は別として、カタカナ語には意味のあいまいなもの、不正確なもの、原義とは異なるものなどが少なくない。なにより、読者や視聴者が理解できないものだって数多くある。そんな

なカタカナ語をメディアが使うこと自体、記者、編集者としては無神経だろう。

しかし実際問題として、この種のカタカナ語が、毎日の紙面やアナウンサーの読む原稿にあふれている。いい例が、介護保険関係のニユースだ。ケア、ケアハウス、ケアマネジャー、ケアプラン、デイケアなど、ケアとつくものだけでもいくつもある。ショートステイ、デイサービス、グループホーム、ホームヘルプサービスなどと続くと、多少、英語になじんだ人でも、これらの言葉が具体的に何を意味しているのか、おぼつかなくなるだろう。

介護保険にかかわりが深い高齢者は、介護認定やその他の手続きをめぐって、こうしたカタカナ語まじりの説明を読まされたり、聞かされたりしなければならぬ。高齢者の身になると、相当のいらいらが募ることにもなりかねない。介護や福祉関係の業界用語には、このほかにカタカナ語が多い。バリアフリー、ノーマライゼーション、ケースマネジメント、ゴールドプラン、シルバーサービスなどなど、枚挙にいとまがない。

これらの多くは厚生省が使い始めたものだろう

が、それにしても、この役所はいつたい、だれに向かって仕事をしているのか、問い返してみたい気がする。高齢者や社会的弱者に対して、この役所がいかに不親切なところか、この一事にもよく現れている。

事は厚生省に限らない。他の役所が作成する公式、非公式の文書を見ても、カタカナ語の横行は目にあまる。ディスクロージャー、アセスメント、ヒアリング、モラルハザード、セキユリティ・ポリシー、ベイオフ、レイオフなど、日本語で表現できるものをわざわざカタカナ語にしているものが少なくない。カタカナ語氾濫の元凶は役所だといっている。

メディアの怠慢

高齢者に対する厚生省の度し難い無神経さはしばらくおくとして、問題はメディアがこれらの役所言葉をそのまま口移しに、ニユース報道で使っていることだ。現場の記者は、情報の発信元である役所が使うから仕方がない、というかもしれない。が、それではニユースを読者、視聴者に分かりやすく伝達するメディアの役割を果たしていることにはならない。受け手が理解できないかもしれない表現を使ってニユースを伝えるのは、メディアも役所と同様、読者、視聴者にとって不親切とのそしりを受けるだろう。

メディアとしては、一致して役所にカタカナ語

を使わないよう働きかけることもできるはずだ。自分たちの手で日本語に置き換える工夫も、その気になればできなくはない。しかしいままでのところ、そうした努力をしている形跡がうかがえない。これはメディアとして、著しい怠慢と非難されても抗弁できないのではないか。

「怠慢」の証拠はいたるところにある。一つは、きちんとした日本語があるのに、何の必然性もなくカタカナ語を使っている場合。先のディスクロージャー（情報公開）、アセスメント（評価）、ヒアリング（公聴会）など日本語にすれば字数も少なくて済む。もっと日常的なアドバイス（助言）、コミュニケーション（意思疎通）なども、カタカナ語でいわねばならない理由はどこにもない。メディアに頻繁に登場するカタカナ語の大半は、この種のものといえる。

仮に、びつたりした日本語が見つからない場合には、メディアの現場で新しい日本語を作り出せばいい。安易にカタカナ語を使うのではなく、新しい日本語を生み出す努力をすべきではないか。明治時代、西欧の思想や学術を取り入れて数々の日本語を作り出した先人の心意気に学ぶべきだろう。それができなければ、メディアのなかで働くものとしての怠慢というだけでなく、日本人としての知的怠慢といわれても仕方がない。カタカナ語を無定見に新聞や放送で流し続けるメディアは、「元凶」である役所に唯々諾々と付き従う「共犯者」といつてもいい。

国籍不明の企業名

三和、東海、東洋信託の三銀行が来年四月に経営を統合してつくる金融グループの名称が「UFG」と決まったそうだ。これは「ユナイテッド・フィナンシャル・オブ・ジャパン」の頭文字をとったもので、新聞報道によると「わが国を代表する総合金融グループ」を創造するとの思いで命名したという（『朝日新聞』十月五日朝刊）。一企業がどんな名前を名乗ろうとむろん自由だが、日本の企業でありながら、こんな名称をつける経営者の感覚には、首をかしげざるを得ない。

アルファベット三文字の「UFG」がなにを意味するか、即座にイメージもわいてこない。頭文字をとったという英語名もすわりが悪い（「フィナンシャル」は形容詞だ）。固有名詞だからそれでいい、という議論もあるが、英語でそこまで無理をする必然性がない。しかしなによりも、日本の、それも「国を代表する」ことを自負する企業がこんな国籍不明、意味不明瞭な名前を採用する理由がまったく理解できない。

こうした傾向はなにもいまに始まったことではない。旧国鉄が民営化して衣替えしたとき、つけた名前が「JR」だし、それを真似たかどうか、農協がいつのまにか「JA」に変身、道路公団も「JH」を名乗るようになった。身の回りいたるところにアルファベットやカタカナの企業名があ

ふれている。商品やサービスの名称になると、もっとひどい。いまはよりの情報通信技術（これもITだ）関連分野が、アルファベットやカタカナ語の氾濫に拍車をかけている。

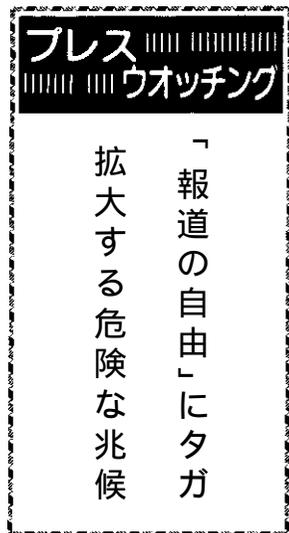
日本語を大切に

こうした風潮と、新聞やテレビがカタカナ語を無難作に使いすぎることと、根は同じだろう。カタカナ語をまじえて書けば記事がもっともらしくなり、アルファベットの社名だとイメージがハイカラ風になる、と考えるからに違いない。しかしそんな記事や名前に砂をかむような思いをしている人間が少なくないことを忘れてほしい。

アルファベットやカタカナ語の氾濫は、日本人が日本語をいかに粗末に扱っているかを示している。自分たちの言葉を大切にできない国民は、いくら最先端技術に長じていても、自分たちの本来の文化を守っていけるかどうか、心もとない感じがする。

遠い先のことまで心配しては、笑われるだけかもしれない。しかし、せめて介護保険関係のカタカナ語の乱用については、メディアは早急に考え直してもらいたい。高齢者に「ケアマネジャー」だの「ショートステイ」だのといわせるのは、不親切、無神経の極みだし、メディアにそんな厚生省のお先棒を担いでほしくないと思っただらだ。

（上智大学教授）



「報道の自由」にタガ 拡大する危険な兆候

逮捕をいとわない記者たち

アメリカの「報道の自由のための記者委員会」が編集発行している季刊誌「報道メディアと法」(「The News Media and The Law」)の二〇〇〇年夏季号の表紙は、ショックキングな写真で飾られていた。

逮捕され、後ろ手に縛られた若い女性が、数人のいかつい警察官に囲まれ、その屈辱にじつと耐えている。純白のブラウスと真っ赤なネックチーフ、そして自分を写しているカメラマンに何かを訴えている悲しげな目が印象的だ。

記事によると、被写体はロサンゼルス・タイムズ紙のカメラ記者キャロライン・コールさん。二〇〇〇年四月二十二日、マイアミ市で、エリアン・ゴンザレス少年(キューバから亡命中に一人生き残った)の強制保護に抗議するデモを取材中、自ら投石したとして現行犯逮捕された。有罪の場合は最高懲役五年という重罪容疑で、八時間以上拘留されたという。

同紙は「容疑は事実無根で、貴重な取材に対す

る妨害だ」と抗議。結局、検察庁はコールさんへの告発を却下した。

法より取材義務が優先

アメリカの取材現場では、報道記者といえども一般市民以上に法的特権が認められているわけではない。同誌が掲載したリストによると、一九九九年七月から二〇〇〇年八月までの約一年間に、取材中に逮捕された記者は二十人に上る。しかも、「これは完全なリストとはいえない。読者からの通報を期待している」と呼びかけている。

リストの中の一人、コロラド・デリー紙のブライアン・ハンセン記者は、スキー場建設に反対する環境保護団体の運動を取材中に、当局の設定した停止線を突破したとして逮捕されたが、「私は積極的な記者で、逮捕されたことを後悔していない。それが記者の仕事だから」と言っている。

私の「コミュニケーション政策」の講義で、かつて学生に「モラル(職業倫理)と法とどちらが優先すべきか」と聞いたとき、学生の拳手は「法」の方がやや多かった。ところが、今回この写真と記事を紹介したあと、同じ質問をしてみると、数十人のほぼ全員が「モラル」の方に手を挙げた。「法」側の学生は、たった三人だった。

コール記者の写真を見て、「かっこいいジャーナリストだ」という学生もいた。

モラルの方が法より強い抑制を求められる場合も少なくない。しかし、法とジャーナリズム(職業倫理)の衝突が避けられない場合、やはり民主

主義社会では、公権力の行使を監視し、人権を擁護するためにジャーナリズムを優先させるべきだと思ふ。

アメリカでは、記者が証言や証拠提出命令を拒否して拘留されたり、罰金を課せられたりする事件が相次いだあと、ほとんどの州に「証言拒絶保護法」(Shield Law)ができた。法廷内のカメラ取材をめぐるトラブルがもつて、多くの州の裁判所がカメラ取材を認めるようになった。

公権力や法とぎりぎりに対決する苦難を越えなければ、メディアには「表現の自由」や「取材の自由」を守る厳しい姿勢が生まれないのだろうか。

公権力と衝突しない記者

このところ、日本では、わいせつ行為など個人的非行で逮捕される記者が相次いでいても、取材行為に関連して逮捕されたり、公権力と対立したという事件は聞かない。

それどころか、取材や報道活動に手かせ足かせをはめようという立法の動きが公然と、方々で広がりがつある。しかも、それに対して徹底的に対決しようという断固とした姿勢が、メディア側に見られない。少なくとも、各紙の紙面でそういう印象を受けるのは、意外というほかない。

例えば、十月十一日、政府の個人情報保護法法制化専門委員会が、同法法制化の大綱を森喜朗首相に提出した。この法制化は、既に保護法化された政府所有のコンピュータ情報についてだけでなく、民間企業の有する個人情報をも網羅し、し

かも法の適用から取材・報道活動は除外されていない。

つまり、「個人情報保護の適正な取り扱い」という基本原則の網が報道活動にもかぶせられているので、法が制定されると、取材情報や取材源の公開を迫られる危険は十分にある。

園部逸夫委員長(元最高裁判事)は、「基本法が」憲法上の自由を侵害する形で運用されるならば、甚だ心外だ」「少なくとも法律で(表現の自由を)規制する趣旨で作ったのではない」と明言した(十月十二日毎日朝刊)。しかし、園部氏のこうした意図が、具体的な法案化に当たって必ず守られるという保証はなにもない。むしろ、立法の過程と法の運用を通じて、法は一人歩きする恐れがある。

目立った、読売の厳しい反論

各紙の社説は、「残念である」「法案作りや国会審議では正されることを求めたい」(毎日十月十二日)、「適切な手直しがなされるよう求めたい」(朝日同十三日)、「立法化にあたっては…報道目的や学術目的の活動を制限するものでないことを明確にすべきである」(日経同日)などと主張している。しかし、立法に当たって、報道の適用を絶対に阻止するという厳しさは、これらの社説からはあまり感じ取れない。

むしろ、九月三十日の一面で、他紙に先んじて大綱(案)を掲載した読売が、同時に社説で「アメリカには、報道を規制する法律はない。欧州連

合(EU)が加盟国に出した個人情報保護に関する指令でも、報道や芸術の分野は適用除外として「と指摘したうえで、「報道分野は基本原則を含め全面適用除外とするよう重ねて求めたい」と厳しく述べているのが目を引いた。

独立行政委員会設置の動き

さらに、十一月中旬に公表予定の法務省人権擁護推進審議会の間答申には、報道機関を対象に含めた強力な人権救済機関の設立が織り込まれると予想されている。

行政機関であるにもかかわらず「質問・調査に応じない場合に過料や罰金を科したり、立ち入り検査に入ったりするなど強制調査権を持たせる機関が想定されている」(朝日十月七朝刊)という。

さらに、一層驚くべき事態は、日本弁護士連合会が十月六日、岐阜市での人権擁護全国大会で、「政府から独立した調査権限のある人権機関の設置を求める宣言」を採択決議したことだ。

「政府から独立した」ものとは、公正取引委員会や労働委員会のような強力な独立行政委員会を想定したもので、内閣が所轄し、委員は国会の同意を得て内閣が任命する。

この宣言の前提として提出された法案要綱(試案)には、裁判所の決定なしに報道機関に立ち入り調査する権限を行政当局に与え、調査非協力者には刑事罰(罰金刑)を科し、さらに報道を仮処分によって事前差し止めできるなど、報道の自由

を根底から揺るがす憲法違反すれすれの規定が含まれていた。

宣言では、試案に強く反対する弁護士たちの努力で、「報道の自由などにかかわる重大な問題については、今後慎重な検討が必要」という表現がやっと追加された。しかし、日弁連案は法務省人権擁護推進審議会の答申に予想される人権救済機関とウリ二つ、あるいはその露払い役に映る。

弁護士とメディアの反目

弁護士の重要な社会的義務は、公権力を監視し、その逸脱を抑制することではないだろうか。私は十五年前に次のように書いた。

「弁護士は『六法全書』、記者は『ペン』と、手にするものは違うが、人権を守り、正義の実現を図るために、真実を追求して止まない点では、まったく同じ社会的責任を持っている。また、そのためには、時に公権力と厳しく対立するという共通点も持っている」

「社会的責任と、在野としての職業的境界さえも似ているだけに、ジャーナリストと弁護士は、お互いに深い理解と親近感を抱いているといえるだろう。それだけに、一層、ジャーナリストも弁護士も、倫理上の自主規制、あるいは自治能力を発揮し、社会的な信用を高め、国民の期待に十分にこたえる活躍をしていきたいものだ」(「マスコミ報道の責任」三省堂刊、一九八五年九月)

メディアと弁護士両方に、まったく裏切られた思いである。(前澤 猛「東京経済大学教授」)

放送時評

番組規制と表現の自由 五輪中継、NHK高笑い

テレビ界が抱える問題は、ここに来て、デジタル化の進行による今後の不透明な見通しと一部番組が不用意に派生させる青少年への悪影響、プライバシー侵害のケースなどを包括した低俗番組論議——とに二分されたかに見える。内憂外患。いかにも「世紀末」的であり、特に後者は公権力による居丈高な規制マインドを背景に重苦しく顕在化し始めた。

参院自民党が議員立法として国会に提出すべく準備を進めている「青少年社会環境対策基本法」案については、七月の本欄で詳しく書いた。前通常国会には間に合わなかったが、現臨時国会から次期通常国会をにらんで具体化の可能性大。わずか半年で注目すべき世論の高まりもあり、民間放送連盟機関紙(九・二三)は一面をつぶして強く反対の姿勢を示している。「保護」名目にメディア規制 民放連、反対意見を表明」「放送の根幹にかかわる 氏家会長が強調」の大見出し。

青少年の健全育成を阻害する恐れがある商品、サービスの供給方法を制限する狙いで、ゲームや

ビデオと並んで、と言うよりは、むしろ出版物、放送番組の方にターゲットとしてのポイントがある。民放連の意見は「美名に隠れた言論・表現の自由の抑制」「法案の提出を撤回することを要望する」。

森喜朗首相の私的諮問機関である「教育改革国民会議」(座長 江崎玲於奈・芝浦工科大学長)が九月二十二日に出した中間報告は、十七項目の提案に「有害情報から子どもを守る」を盛り込み、複数の民間団体が自主的に有害情報をチェックしたり、保護者団体が有害情報を含む番組などのスポンサーに「働きかける」ことを提言した。「言論の自由」とともに「子どもを健やかに育むこと」の大切さは、あらゆる情報関係者に自覚されるべきで、ポルノや暴力、嫌がらせや犯罪行為を意図的に助長する情報などから子どもたちを守る仕組みが必要」と述べている。

これは、前記の規制法案や各省庁の諸施策、あるいは話題を供した日本PTA全国協議会の「子どもに見せたくない番組」アンケート調査問題(五月・本欄)などの計画・活動を後押しするものと言っている。文部省や総務庁は新年度予算概算要求に「青少年有害環境対策」といった名目で調査費、事業費を新規、あるいは追加計上している。

規制めぐる多様な動き

来年一月からの中央省庁再編で現省庁は統合され、省名も一せいに変わるが、新年度予算要求は

現省庁それぞれでなされている。前号で「エド聞連花ざかり」を書いたが、それほどではないにしても「青少年問題」も波紋のひとつ。

張り切っているのは文部省。少年犯罪急増の要因を「テレビのせい」と短絡的に決めつけ、「青少年を取り巻く有害環境の調査経費」として新規に三千五百万円を要求した。そして来夏、有識者やPTA関係者らによる調査研究会を米国に派遣し、テレビ番組の「性・暴力表現」を監視する民間団体の活動を調査する。同研究会は四月発足、国内での意識調査と米国調査結果を合わせ、二〇〇一年度末に報道書をまとめる。また、新たに「青少年有害環境対策専門官」を一人要望した。

総務庁は「青少年問題研究調査経費」を今年度比三百万円増の一億一千六百万円要求。このうち青少年、保護者九千人を対象とする「第四回情報化社会と青少年に関する調査」費が三千六百万円、研究調査費が五千四百万円に及んでいる。郵政省の「放送が青少年に与える影響などの視聴実態調査費」は今年度と同じ三千百万円。郵政省は再編によって総務庁と統合され、自治省とともに「総務省」となるわけで、すなわちこの役所は一億五千万円もの予算を握って、文部省が科学技術庁と一緒に「文部科学省」とこの分野で張り合っているという狙い。

なお、東京都は年度内に青少年健全育成条例を改め、有害図書指定の対象範囲を拡大することを決めている。従来の「性」「暴力」に加え、「自

殺」を対象に入れるもの。直接テレビとのかかわりはないが、石原慎太郎・都知事は「健全なメディア環境づくりに向け、社会全体に働きかけていく」と所信表明で宣言しており、前記した「青少年社会環境対策基本法」案が地方自治体の長に「制裁」の権限を与えるものであることとの関連もあり、注目されておいていい。

政府は昨年来「個人情報保護基本法」の策定を急ぎ、「個人情報保護法制化委員会」（委員長「園部逸夫・立命館大学教授、前最高裁判事」）は十月十一日にその大綱を決めた。新聞、放送界は「基本法の対象から取材・報道・番組制作分野を全面的に除く」ことを要望し続けてきたが、「基本原則は一般事業者同様報道分野にも適用する」「ただし、個人情報扱ふ事業者に課す義務規定について、報道分野への適用を除外する」という結論、不分明さは否定し切れず、これからの立法、その運用いかんではメディアの活動が「委縮」する危ぐは残した、と言っている。

「表現の自由・報道の自由」と「プライバシー・個人情報保護」という憲法上の二つの命題をどう立法が調和できるか。法案作成作業が目されるところだが、専門委員の一人が「マスコミは、報道の自由に配慮していない、とわれわれを批判するが、個人のプライバシーを下品に暴くのが報道といえるか」と極言したという（一〇・七朝日）。日本弁護士連合会は十月六日に行われた第四十三回人権擁護大会で、「政府から独立した調査権

限のある人権機関の設置を求める宣言」を採択した。席上、「日弁連がもつ一つの「警察」を作ろうというのか」などの反論も出たようである。しかし——それにしても、NHK・民放連が一九九七年五月に設立した「放送と人権等権利に関する委員会機構・BRO」の存在を素通りした「外圧」の一つと考えられよう。また、青少年問題関連のさまざまな政府サイドの動きも、体裁は整えながら未熟・不熟な放送界の対応に起因する。

民放の広告収入も目標以上
九月十五日から十月一日までのシドニー五輪。アナウンサーがやたら「今世紀最後のオリンピック」を連発するので閉口したが、日本選手、特に女性選手の活躍もあり、テレビの視聴率も上々で、まずは結構だった。電通総研の事前試算では国内の経済効果千二百億円とされ、詳細の詰めはまだ不明だが企業の「五輪商戦」も好結果だったようである。

その視聴率だが、シドニーとの時差がわずかに時間で、主要競技の決勝が多くゴールデンタイムに集中するという好条件。アメリカでは東部が十五時間、西部が十八時間。そのため七億五千万ドル（約七百五十億円）で放送権を独占したNBCは録画放送を余儀なくされ、前半の平均視聴率は一四％台で史上最悪の数字だった。比べて日本は二〇％台すらり。一〜六位まで三〇％を超えた。サッカー日本対米国（NHK）四二・三％、女子マラソン（テレビ朝日）四〇・六％、サ

ッカー日本対スロバキア（NHK）四〇・一％、野球、日本対米国（NHK）三二・四％、開会式（NHK）三〇・九％、柔道決勝女子48kg級など（NHK）三〇・七％。そして七位が閉会式（NHK）二八・八％と続く。

サッカー人気が目立ち、フジの日本対ブラジルは二六・〇％、日本テレビも日本対南アフリカで二一・八％をとっているが、総じてNHK圧倒。テレビ朝日「女子マラソン中継」の四〇・六％は見事だが、同夜のNHKダイジェスト・ハイライトは二〇・一％に達し、巨人軍優勝の日本テレビ・ナイター中継二一・九％を脅かした。

NHKは地上波で百九十時間四十八分、BSで三百六十五時間五十八分、ハイビジョン二百八十九時間十八分、ラジオ九十八時間十三分。四媒体を動員して九百四十四時間十七分の物量戦が奏功し、「NHK高笑い」と新聞の見出しになった。特にBS1では海外ニュースを吹っ飛ばして朝から晩まで、キャッチフレーズ通りの「全部やる」だった。民放五局の「五輪といえば 夜十時」の負け。「あれだけやられると」と悔しがるわけだが、民放側はどこも目標額を二割上回った広告収入だったようで、まずまず。

NHK・BS1が十六日の「柔道」で八・三％の視聴率だったのは目立つ。ほかに四％台もかなりあって「一％で人気番組」の定説を破った。BS加入者が五輪でどう増えたか。集計を待つ。
(大森幸男「放送評論家」)

ワヒド政権は生き延びるか 危機続くインドネシア情勢

伊藤 力 司

(同盟クラブ会員)

昨年十月インドネシアでアブドゥルラフマン・ワヒド大統領(六〇)が選出された時、内外の世論はこぞって建国後初めて民主的な手続きで選ばれた大統領を歓迎した。スハルト長期独裁政権が経済危機と民主化闘争に敗れて崩壊、その一年半後によやく登場した改革派ワヒド大統領は、任期五年間の最初の一年間が過ぎたばかりだが、国民的支持を受けた蜜月期間は去り、厳しい逆風にさらされている。

ワヒド改革を進めることは取りも直さず、国軍を中軸とするスハルト時代の専制的な権力構造を掘り崩すことになる。国軍を改革し、文民統制を確立しようとするワヒド大統領の試みは、旧勢力の執ような抵抗を受けて立ち往生している。スハルト元大統領の不正蓄財疑惑を裁く公判は始まったが、被告人は病気を理由に欠席。結局、公訴棄却に持ち込まれた。並行して爆弾テロ事件が頻発、旧体制派の裁判けん制作戦とみられている。

さらに東ティモール騒乱事件を起こした独立反対派の武装民兵は、難民をインドネシア領西ティモールに強制連行しただけでなく、さる九月には支配下の難民キャンプで難民支援の国連職員らを

虐殺するなどの蛮行を重ね、これを放置したインドネシア政府は激しい国際非難を浴びた。さらに東ティモールの独立決定はアチエ、西バプア、リアウ、東カリマンタンなど、もともと独立志向のあつた外島地域の住民意識を刺激、これら地域であらためて独立運動が強まっている。またマルク(モルッカ)諸島でのイスラム教徒とキリスト教徒の宗教抗争は数千人の死者を出す騒ぎに拡大、収拾のメドが立たない。島しょ国家のインドネシアが周縁部から解体し、バルカン化するリスクさえはらんでいる。

初選挙結果はこたまぜ政権

ワヒド大統領は一般国民に「グス・ドウル」という愛称で呼ばれ、本人もよく自称する。グスとは「若様」というような意味で、ドウルはアブドゥルラフマンのドウルを採つたもの。祖父はインドネシア最大の宗教団体であるイスラム導師連盟「ナフダトール・ウラマ」(NU)の創設者、父はスカルノ初代大統領時代の宗教大臣という名門に生まれ、生まれつきの「若様」だった。人口の八七%以上がイスラム教徒のインドネシアでは、すべての村や町にモスクがあり、ウラマというの

はモスクの指導者である。

グス・ドウルは二十代にエジプトのアズハリ大学、イラクのバグダッド大学でイスラム法学を学び、さらにフランス、米国にも留学した。帰国してウラマになり、やがて祖父を継いでNUの議長に就任、宗教界を代表する全国的指導者の一人となった。ワヒド氏はキリスト教や仏教も含めた宗教的複数主義のインドネシアを守るべきだという、寛容な考えの持ち主。政治的には古くからの民主主義者で、スハルト政権にはかなり批判的だった。しかしNUはウラマを通じて一般国民に広い影響力を持つており、スハルト元大統領もワヒド氏の意見をよく聴いたという。

スハルト政権末期には知識人の「民主フォーラム」を組織して民主化運動に加わり、スハルト退陣後の一九九八年にはNUを母体に国民覚せい党を創設した。四十四年ぶりの自由選挙となった九年六月の国会選挙で、同党は五百議席中五十一議席を得て第四党になった。この選挙戦のころからワヒド氏は、大統領候補に国民の人気の高い闘争民主党(百五十三議席で第一党)のメガワティ・スカルノプトリ氏(五三)を推薦、女性大統領に難色を示すイスラム保守派を説得して回り、メガワティ氏と固い盟友関係を結んだ。

大統領を選出する国権の最高機関である国民協議会(MPR)は、国会議員五百人に加え地方代表、宗教界、少数民族代表二百人の計七百人で構成されるが、野党代表といべきメガワティ候補

は過半数をまとめることができなかつた。当時の八ビビ大統領を担いだ与党、旧スハルト派のゴルカル党も過半数に達せず、結局与野党間の複雑な駆け引きの末、双方に顔の利くワヒド氏が大連立政権の大統領に選ばれた。併せて副大統領にメガワティ氏、国会議長にゴルカル党首のアクバル・タンジユン氏、MPR議長に野党で、第五党国民信託党のアミン・ライス氏を当てるという、ごたませ政権の顔ぶれがそろつた。

ベストチームだったが

スカルノ初代大統領の長女であるメガワティ氏は、今も残っているスカルノ人気に支えられた国民的指望のある政治家だが、政治的手腕は未知数。雄弁で有名な父親と正反対に演説は短く、インタビュウ嫌いで、政治家としては珍しい寡黙な人だ。当時ワヒド氏は「眼の見えない大統領と口の利けない副大統領、最高のチームができた」と、きつい冗談を飛ばした。ワヒド氏の視力は糖尿病のため二〇%ほどしかないからだ。冗談はともかく、当時は政治的实际に未経験なメガワティ氏がいきなり大統領になるより、副大統領として経験を積んだほうが、後継大統領としてふさわしいという好意的な見方が強かつた。

しかし大統領官邸筋がインドネシア紙に漏らしたところでは、政権発足当初から二人の関係はあまり良くなかつたという。スハルト体制からの改革、とりわけ治外法権的な国軍を掌握し、大統領の文民統制を獲得しようとする苦闘する大統領に対

し、副大統領は超然としていて、政務に熱心に取り組み姿勢を見せなかつたという。特にマルク諸島の宗教紛争解決で副大統領に全権を委任したのに、それにふさわしい仕事ぶりを見せなかつたことで大統領は不信感を持つたという。彼女は現地の実情視察を短時間で切り上げるなど現地情勢の把握も甘く、紛争鎮圧に当たる国軍の動きも掌握していなかつたといわれる。

ごたませ政権が発足したため、ワヒド大統領は当初政治治安担当調整相という最重要ポストに、旧政権の実力者、ウイラント前国軍司令官兼国防相を当てるを得なかつた。ウイラント氏は大統領やスタルソノ国防相(初の文民出身)に相談せずに軍の人事を決め、東ティモールやアチエで人権侵害したと批判された軍人をかばつた。旧体制の軍人の悪行を正すことを大統領が国民に約束している一方で、国軍内部ではウイラント氏が旧体制の温存に腐心していたわけだ。ワヒド大統領は、海外からの東ティモール関連の国軍批判をフルに利用し、今年二月にやつとウイラント氏を失脚に追い込んだ。

大統領は三月から四月にかけて、旧体制派を切つて改革派の軍人を重要ポストに登用する自前の人事を行つた。この時、戦略予備軍というインドネシア陸軍きつてのエリート軍団の司令官に任命されたのは、急進改革派のアグス・ウィラハディクスマ中將だつた。中將が公認会計士を起用して戦略予備軍の会計監査に当たらせるところ、発注

水増しなどの不正会計が続々摘発された。しかしこの八月、アグス司令官は在任わずか四カ月で戦略予備軍を追われたのははじめ、今春登用された改革派軍人は次々と解任された。

このどんでん返しは、この夏ワヒド大統領を襲つた政治的逆風の結果である。逆風を送つたのはメガワティ副大統領だつた。スハルト時代の国民協議会(MPR)は五年に一回開かれ、大統領の方針にゴム判を押しだけの存在だつたが、現在のMPRは毎年開かれ、大統領の政治報告を審議し、場合によつては大統領を弾劾し、解任することもできる。ことし八月に開かれたMPRは大統領弾劾こそ控えられたが、大統領批判が議場を支配し、大統領は自分の施政が不十分だつたと陳謝せざるを得なかつた。それはメガワティ氏の闘争民主党がスハルトと党だつたゴルカル党と提携し、大統領批判に回つたからである。

一年前には想像もできなかったこの提携で、ワヒド批判勢力がMPRの過半数を占めた結果、大統領は批判勢力に譲歩せざるを得なくなつた。すなわち大統領はこの機会に内閣を改造し、メガワティ副大統領が閣議を主宰し、内閣の日常業務を執り行うことに同意したのである。その一方で、ゴルカル党の主導による国軍の巻き返しも実現した。すなわち国軍は、保守派軍人のポストを回復し、二〇〇四年で消滅するはずだつた国軍指定の国会議員三十八議席を二〇〇九年まで延長、今後制定される人権保護法令では過去の人権侵害事件を

裁くことはできない——など大きな得点を獲得したのである。

「スハルト私兵集団」

インドネシア国軍は、軍人出身のスハルト大統領が三十二年もの長期政権を維持する中で、「スハルト私兵集団」とも言うべきいびつな構造に変えられた。軍人や公務員の給与は民間よりはるかに低く押さえられ、軍事活動に必要な費用も予算に組まれた金額は三割から四割程度。足りない分は、元大統領が権限と影響力を行使して資金を集め(つまり大統領が率先して汚職行為を行い)、財団などを通じて流す金を受け取るか、国軍各部隊が自前で稼ぎ出すことで埋めざるを得ない。そこで軍人の汚職も日常化した。

その一方軍人は退役するとほぼ自動的に、職能組織、政治・行政組織であるスハルト翼賛団体のゴルカルに加わり、国政や地方行政に携わるコースが用意されていた。つまり軍人はスハルト体制にびつしり組み込まれ、そこから抜け出すことはできない相談だった。ワヒド改革はこの仕組みを壊し、国軍を職能的、非政治的軍隊に変えようという試みである。少数の改革派を除いて、ワヒド改革に反対する軍人が圧倒的に多い訳だ。

こうした背景からすれば、七月から八月にかけてスハルト裁判の動きをけん制するかのよう爆発事件が起き、国軍の関与が語られたのも当然であろう。これまで爆弾が仕掛けられたのは最高検察庁のトイレや、スハルト裁判の臨時法廷に利用

された農業省のビル近くに駐車中の自動車などが、大きな人身事故ではなかった。ところが九月十五日、つまりスハルト裁判の第二回公判予定日の前日に、ジャカルタ証券取引所ビルで起きた爆発は少なくとも十人の死者、数十人の負傷者を出した。これまでの爆弾には軍用の高性能爆薬が使われていたし、爆発の制御など爆弾に詳しいプロの仕業とみられている。

仮に犯行がスハルト支持の国軍関係者だとすれば、国軍の息のかかった警察では真犯人の逮捕までは行き着くまいというのが、ジャカルタのもっぱらのうわさである。スハルト体制下では警察も組織上、国軍の一部だった。ワヒド政権は軍警も分離を進めているが、内部実態はまだあまり変わっていないようだ。

国家解体のリスク

インドネシアは赤道を挟み南北に千八百キロ、東西に五千キロ以上の海域に、無人島を含め大小一万三千余の島々から成っている。地球儀で見ると、南北は宗谷岬から大隅半島、東西は北海道からミヤンマーまでの広さである。この広さに散在する島国を統一すること自体が大変なことだ。オランダ領東インドから独立したばかりのスカルノ時代には、まさに反植民地主義、民族主義が国家統一のスローガンとして生きていた。スハルト時代は中央集権体制の強化と国軍の強制力で統一を守ってきた。

オランダ領でなくポルトガル領だった東ティモ

ールの武力併合は、結果としてスハルト政権の大失敗だった。東ティモールの独立は決まったが、インドネシアに残した後遺症は大きく、国軍絡みの東ティモール民兵の処理いかんでは、国際的批判を再び招きかねない。さらに東ティモールがきっかけになったアチエ、西バプアなどの独立運動の高まりは、インドネシア国家の解体に通じる危険をはらんでいる。これら独立運動はスハルト時代の強権的支配に対する反動でもある。ワヒド大統領は、独立を求めるこれらの外島に大幅な自治権を与え、財政的にも中央からの配分を増やす方向で、独立以外の解決策を探る構えだ。将来的には連邦制も視野に入れていようだ。インドネシアの統一保持は、近隣国を含め世界の望みであり、この点からもワヒド政権への期待は大きい。

インドネシアは地政学的に見て東南アジアの重要なみであるだけでなく、マラッカ海峡という重要なシーレーンを抱えている。もしアチエ紛争が拡大してマラッカ海峡通行の安全が脅かされれば、中東から運ばれる原油に依存する日本、韓国、中国がパニックに陥るのは必定。日本はこうしたインドネシアの重要性に配慮し、第二次世界大戦の戦時賠償から引き続いて、東南アジア域内最大の政府開発援助(ODA)を供与してきた。その少なからぬ部分がスハルト構造汚職に吸い込まれたことも事実である。脱スハルト改革に腐心するワヒド政権にこそ、心の通う援助を考えるべき時であろう。



ユーゴスラビア大統領選

マスコミ界にも注目の現象

九月二十四日、ユーゴスラビアで行われた大統領選挙はその結果として十三年にわたるミロシエビッチ前大統領の独裁体制を終わらせ、民主野党連合の推す憲法学者コシュトニツァ氏を新大統領に選出した。この歴史的な政権交代は、直接の選挙結果そのものではなく、選挙終了後、民衆が一斉ほつ起し、ゼネストに入るなど実力でミロシエビッチ氏を退陣に追い込んだ結果である。

次のような経過を見れば明らかであろう。

中央選挙発表の得票率（九月二十八日）
コシュトニツァ 四八・九六％
ミロシエビッチ 三八・六二％

中央選挙は過半数に達した候補なしとして十月八日に決選投票を行うと決定。

民主野党連合は独自集計でコシュトニツァ氏の得票率は五四・六六％と発表。ゼネスト、抗議集会を呼び掛け、炭鉱労働者がスト突入。スト拠点のコルバラ炭鉱に向かった警察機動隊が鎮圧に失敗、ストは国営電力公社にも波及。野党連合の提訴を受けた憲法裁判所は中央選挙の集計発表手続きに誤りがあったとして再選挙を求めたが、これが抗議行動を激化させ、首

都抗議集会の流れは議事堂に乱入。

ミロシエビッチ氏が選挙での敗北を認め、同氏の率いる社会党（旧共産主義者同盟）は今後野党として活動するとテレビ演説（十月六日）。つまり一連の事態は民衆側の犠牲者が皆無であったことから、コシュトニツァ氏自らが語ったように、一種の「平和革命」であった。

このような革命的ほつ起を促した直接の契機は、大統領選挙でのコシュトニツァ氏の得票率が過半数を超えていたとする野党側の独自集計によるものだが、それ以外にも多くの根拠がある。

第一は九月二十八日の中央選挙の発表について、開票計算を統括していたジブコビッチ連邦統計局長官自身が「発表に自分は署名しなかった」と公表したことだ。選挙結果を検証していた経済学者グループ「G17」も十月二日、中央選挙集計に「不正操作」があった証拠を入手したと発表した。

ユーゴスラビアのマスコミ界には注目すべき現象が起こった。国営タンユグ通信では大統領選挙中から編集幹部に「公正な報道」を要求する動きがあり、三人の記者が停職処分を遭うと七十人の記者のうち四十人が結集、記者の処分に抗議する署名運動を始めた。

この処分に示されるようにミロシエビッチ体制下でのマスコミ締め付けは旧ユーゴスラビア時代と何ら変わらない厳しさだったが、それが揺らぎ始めたとも言える。同じような締め付け下にあった新聞社の記者、論説委員たちも、西側各紙記者

たちの電話取材に進んで応じたり、インターネットで発信したり、この激動期の状況や展望を外部に伝え続けた。

旧ユーゴスラビアの通信社はタンユグ一社だったが、旧ユーゴスラビア解体後の今では独立系のベータ通信社が誕生していた。今回政変でのベータの活躍は目覚ましく、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙をはじめ日本各紙にも掲載の現地発の報道にはベータ通信が急増。旧ソ連が解体期に入った一九九一年、ロシアで生まれたインターファックス通信が、国営タス通信に並ぶ通信社に急成長した情景をほうふつさせる。

筆者の見る限り、インターネットやベータ通信を通じて伝えられるユーゴスラビアのジャーナリストたちの見解には、現地に住み、自分たちの問題として状況を考えるものにしか表せない重要な観測が含まれている。

それらは、今回の政変が決して、クリントン米大統領の言うような西側の陶酔感を誘う共産主義の崩壊とか世界民主化への最後のページではないこと、現ユーゴスラビアのセルビア民族主義は依然として健在で国家主権主義にも変化はないこと、国際協調路線への転換を唱えるコシュトニツァ氏自身も穏健な立場ながら民族主義者であること、ミロシエビッチ氏はいったん下野したものの、経済再建などをめぐり民主連合内部に確執が起ることを見越し、いつでも政権復帰の用意があること——などだ。

（高橋 実＝評論家）



独民間TV業界再編進む

二大グループの寡占状態に

ともにドイツの巨大メディア事業体であるレオ・キルヒが率いるキルヒ・グループと故アクセル・シュプリングァーが築き上げたシュプリングァー・グループが、さる六月に傘下の民間テレビ局の合併に合意したと発表したことにより、ドイツの民間テレビ界は二大グループに寡占される状態になった。

合併したのは、キルヒ・グループの傘下にあるPro7、KABEL1、N24の三局と、シュプリングァー・グループが有力株主であるSAT1で、合併後の新しい名称は「Pro7・SAT1メディア」となる。Pro7は視聴シェア第三位の有力な総合娯楽チャンネル、KABEL1は人気のあるケーブル専門テレビ、N24は二十四時間放送のニュース専門チャンネルである。一方のSAT1はドイツで最初に登場した民間テレビで、視聴シェア第二位の代表的なドイツの総合番組チャンネルである。

Pro7はレオ・キルヒの息子トーマスが筆頭株主であったが、一九九九年十月に全株を父親のレオ・キルヒに譲渡した。SAT1はレオ・キルヒが株の五九%を支配しているが、残る四一%を

支配していたシュプリングァー側が他のテレビ局との合併に同意しなかったため、今日まで一体化が実現しなかった。

この合併により、シュプリングァー側は新会社の株一・五%を保有することになるが、将来はこれをキルヒ側に売却する契約を結んでいるという。シュプリングァーは売却で得た金をインターネット事業などに投資する計画だといわれている。一体化が実現した背景にあるのは、ライバルのベルテルスマン・グループの膨張であった。世界の規模をもつ総合メディア企業ベルテルスマンは九七年一月に、ベルギーの持ち株会社ブリュッセル・ランベール・グループ(GBL)と共同で汎ヨーロッパ・テレビ事業体CLTUfaを設立した。この合併によってベルテルスマンは、RTL、RTL2、スーパーRTLという強力娯楽チャンネルを支配下に置き、さらに娯楽チャンネルVOXも傘下に収めることになった。

ベルテルスマンはさらに二〇〇〇年四月には、傘下のCLTUfaとイギリスの『フィナンシャル・タイムズ』を発行するピアソンの番組制作部門ピアソン・テレビジョン(PTV)を合併させることに、ピアソン社と合意した。この結果、フランスのM6、イギリスのチャンネル5などをも含むテレビ・ラジオ四十社を支配し、世界三十五カ国の約百六十局にテレビ番組を提供するヨーロッパ最大の巨大メディアが誕生している。このたびのキルヒとシュプリングァーの合体は、

このベルテルスマンの巨大化に対抗するもので、合体後のテレビ局数は四局ではあるものの、あるアナリストによると、ドイツのテレビ広告収入の四八%を支配するであろうという。その残り分をCLTUfaと公共テレビが分け合うことにならる(公共テレビもCMを放送している)。

新グループは傘下四チャンネルの運営について、放送権の獲得、販売、CMなどの分野で共同することにより、多額の経費節約をはかることができる予想しており、さらにN24によるニュースの一括提供や、映画の共同利用なども計画中であるという。

この新グループ登場の結果、テレビの視聴率シェア(有料テレビを除く)は、公共テレビが約四〇%、ベルテルスマンと新グループがそれぞれ二五%ほどを占めることになる。こうして、かつてARDとZDFという二系統の公共テレビが独占していたドイツで、八五年に民間テレビが登場していらい十五年の展開のあと、公共テレビのほか二大民間テレビ・グループによる寡占状態が出現したことになる。

合併発表でPro7の株が上がるなど、投資家筋はこの動きを歓迎のもようだが、アメリカに次ぐ世界第二の規模をもち、民間テレビの新登場が続いたドイツの放送市場も、この寡占化により参入の余地が極めて少なくなるとの指摘もあり、その受け止めかたはさまざまなのである。

(広瀬 英彦 東洋大学教授)

「機密」報道で緊張高まる

台湾報道界、強制捜査に反発

台湾の有力夕刊紙「中時晩報」の九月三十日付記事に関して、台北地検・検察官ら十数人が、十月三日、同紙編集部と記者宅を「国家機密漏えい」の容疑で強制捜査、証拠品として原稿などを押収した。また、これとは別に、七日には、「勁報」の記者が軍事機密を報じたとして、国防部軍事法院から台北法院に送致される事件も発生。台湾では、今、「国家機密」と報道をめぐる大きな議論が起きている。

「中時晩報」の記事は、国家安全局の劉冠軍・前出納組上校組長が今年三月、三十億元を不正に操作、マネーロンダリングしたうえ着服したとされる事件にかかわるもので、捜査当局が、事件の力ギを握る同局の前会計長や出納組上尉組員、総務出納員の三人から聴取したという内容を、問答の形でまとめたもの。

同事件については、各紙ともかねて報道していたが、検察は、記事の詳細な記述を見て、記者の手許に完全な捜査メモのコピーがあると判断、直ちに行動を起こしたらしい。同紙が発行された三十日午後には、早くも中時晩報社会部副主任らから事情を聴取、十月二日にも宋朝欽氏ら同紙記者

五人と会って、メモの提出を求めている。そして、記者らが職業倫理上これを拒むや、翌日、強制捜査に踏み切った。

台北地検の劉承武検察官は、雑誌「新新聞」の取材に対し、「捜査は、十分に検討されきめ細かな手続きを踏んで行ったもので、合法かつ絶対に必要だった」と強調した(同誌七〇九号)。

強制捜査に対して、中国時報はじめ報道界は一斉に反発、抗議の姿勢を明らかにした。

ジャーナリストユニオンである「台湾新聞記者協会」は三日、台北地検の強制捜査に対して、「言論の自由に対する重大な侵犯で、憲法の保障する基本的人権を侵害し、台湾の民主改革にとって大いなる逆行」と批判する抗議声明を発表。

発行社団体「台北報業公会」も七日には捜査批判の声明を発した。

中時晩報を発行する中時文化事業会社は、七日、台北地方法院に準抗告の手続きを取り、台北地検の捜査の違法性を審査するよう要求した。

この動きとは別に、今度は、国防部高等軍事法院検察署が、七日、「勁報」の軍事専門記者・洪哲政氏を「外患罪」の容疑で、台湾高等法院へ送致する措置をとった。これは、同記者が五月十九日付勁報で報じた「蘇澳付近の海上に三隻の中国軍艦出現」の記事や、軍将校から入手した資料を基に書いたとされる七月二十九日付同紙の漢光軍事演習計画に関する記事を、問題としたもの。

同検察署は、記者の行為が刑法の「国防にかか

わる秘密を探りあるいは収集した罪」に抵触すると認定したが、同記者が現役軍人ではなく、軍事法院に裁判権がないため、不起訴処分とするともに、事案を台湾高等法院検察署に送致した(中国時報十月七日付)。

報道界と検察当局の緊張が一層高まる中、四日就任したばかりの張俊雄行政院長(首相)は、十一日、「言論の自由は民主国家の極めて重要な支柱であり、新政府は一層誠実な態度をもって言論の自由を尊重する」との談話を発表した。

張院長は、また、現行法の国家機密に関する定義はあいまいに過ぎ、法の執行者と媒体との間で機密をめぐる認識が一致していないとの見方を示し、「検察権の独立を擁護するが、司法当局は言論の自由に関して慎重に対処するべき」と語った。また、こうした問題の根本解決のため、行政院が昨年四月二十九日に立法院(国会)に提出した「国家機密保護法草案」と「政府情報公開法案」の早急な審議を望むと述べた。

台湾では、三月の総統選で、国民党一党支配が崩れ、メディアと政治の関係もより透明で健全なものになると期待されたが、今回の事件以外にも「尹清楓事件」など同種の不祥事報道をめぐって、記者への事情聴取が相次いでいて、報道界の不満が高まっている。一方、政権内部にも、民進党による少数派内閣で、中央の意向が未端まで十分に伝わらないという立ちがありそうだ。

(木原正博「新聞協会総務部」)





岩永・古野両元社長のご遺族、役員と寮生たち



祝辞を述べる齋田共同通信社長

同盟育成会と同盟学寮の「創立六十周年記念式典」が十月十五日、東京・渋谷の東武ホテルで行われた。

昭和十五年八月、文相から設立を認可されて今年にはちょうど六十年。式典は奥地育成会理事同盟学寮長の開会の辞で始まり、まず大畑育成会理事長が「いまの学寮は既に三十年が経過し、老朽化してきたので、等価交換も含め建て替えを検討したい」とあいさつした。

次いで、齋田共同通信社長、榊原時事通信専務、高司金光教青山教会長(学寮OB)が祝辞、屋我学寮委員長が「育成会や多くの方々のご支援を無駄にせぬよう精進したい」と謝辞を述べた。

記念撮影のあと、犬養共同通信顧問の音頭で乾杯、祝宴に移った。多くの話の輪ができ、中には数十年ぶりの再会という人もいた。出席は百三十人に上り、盛大だった。

これまでに、寮生生活を送った学生は約千八百人、育英資金受領者も約千人に達している。

【悲報】

数馬 房夫氏(千葉県大原郵便局元貯金主事、元同盟通信サイゴン支社員)肺炎のため九月十六日死去。八十六歳。喪主は妻力二子さん。自宅は千葉県勝浦市興津八八一一。

野間 正二氏(共同通信元写真部長、元同盟通信八ノク支局員)肺炎のため九月二十七日死去。八十四歳。喪主は実弟史朗氏。連絡先は徳島市方上町鶴島二七一九。

吉田 忠治氏(朝日新聞社客員、元同盟通信ジャカルタ支社員)肺の病気のため十月十二日死去。七十六歳。喪主は妻栄子さん。自宅は埼玉県新座市堀内二一八一一三。

大沼 太氏(時事通信元北九州支局長、元同盟通信天津支局員)胃がんのため十月十一日死去。八十一歳。喪主は長男司氏。連絡先は千葉市美浜区高洲二一八一一九〇五。

新聞通信調査会は十月二十四日、同盟クラブで時事通信の立原滋樹政治部長による「森政権と政局のゆくえ」と題する講演会を開いた。

目次(十一月号)

最大の着目点は物価動向	高橋 潤	1
日米犯罪報道落差を考える	権田 萬治	4
ワヒド政権は生き延びるか	伊藤 力司	14
【メディア談話室】 だれのためのカタカナ語	藤田 博司	8
【プレスウオッチング】 「報道の自由」にタガ	前澤 猛	10
【放送時評】 番組規制と表現の自由	大森 幸男	12
【海外情報】 ネット時代のAPのあり方	佐々木謙一	7
ユーゴスラビア大統領選	高橋 実	17
独民間TV業界再編進む	広瀬 英彦	18
「機密」報道で緊張高まる	木原 正博	19

定価一五〇円(一年分一五〇〇円)(送料ととも)
発行所 財団法人新聞通信調査会
〒一五〇一 東京都港区虎ノ門一―五―一
印刷所 振替口座(三)三五九三―一八(代)
二二―四―七三三六七番
株式会社 太平印刷社
©新聞通信調査会2000